

福岡県医発第2146号(保)

平成16年 3月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



国保県外請求書及び県外明細書の請求方法について

福岡県国民健康保険団体連合会では、診療報酬請求書等の県外保険者分の請求については、保険医療機関の事務処理の簡素化のため県内分と同様に本県連合会で取扱われていますが、審査支払件数増に対応し円滑な運営を図るため、平成16年4月提出分(平成16年3月診療分)より「県内分」と「県外分」の別綴をお願いしたい旨、別紙1のとおり依頼がありました。

そこで、平成16年2月5日開催の全会第37回全理事会で協議の結果、本件について協力することといたしましたので、各医師会におかれましても各医療機関のご協力が得られるようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙2のとおり国保連合会より各医療機関へ通知されます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



別 紙 1

福岡保連第 168号

平成16年1月21日

福岡県医師会

会長 関原 敬次郎 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理事長 山本文男



県外請求書及び県外明細書の請求方法について（お願い）

平素から本会の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、診療報酬請求書等の県外保険者分の請求につきましては、保険医療機関の事務処理の簡素化のため県内分と同様に本県連合会で取り扱っておりますが、国保連合会の円滑な運営をはかるため下記事項について御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 現状

県内保険者と県外保険者を一括請求のため、仕分けに多大な時間を要しています。

2. 要請事項

県外保険者別綴じ提出。

※九州各県におきましては、5県が別綴じでの提出となっております。



福岡保連第 406 号
平成 16 年 3 月 1 日

各保険医療機関 殿

福岡県国民健康保険団体連合会
(公印省略)

県外請求書及び県外明細書の請求方法について (お願い)

平素から本会の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、診療報酬請求書等の県外保険者分の請求につきましては、保険医療機関の事務処理の簡素化のため県内分と同様に本県連合会で取り扱っておりますが、審査支払件数増に対応し国保連合会の円滑な運営をはかるため、4月提出分(3月診療分)より「県内分」と「県外分」の別綴での提出をお願いいたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、編綴方法につきましては、別添「請求書・明細書の編綴方法」をご参照下さい。

請求書・明細書の編綴方法

※今回の変更点は、「県外別綴じ」のみです。

I. 国保診療報酬総括票(従来どおり県内分及び県外分を記載)

県内分

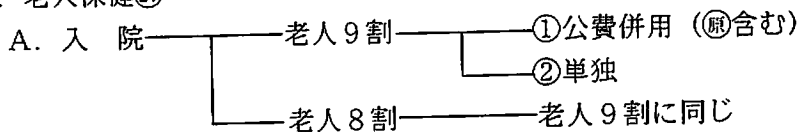
【各市町村国保単位】

II. 請求書

- ①乳・障・母医療費請求書
- ②診療報酬請求書

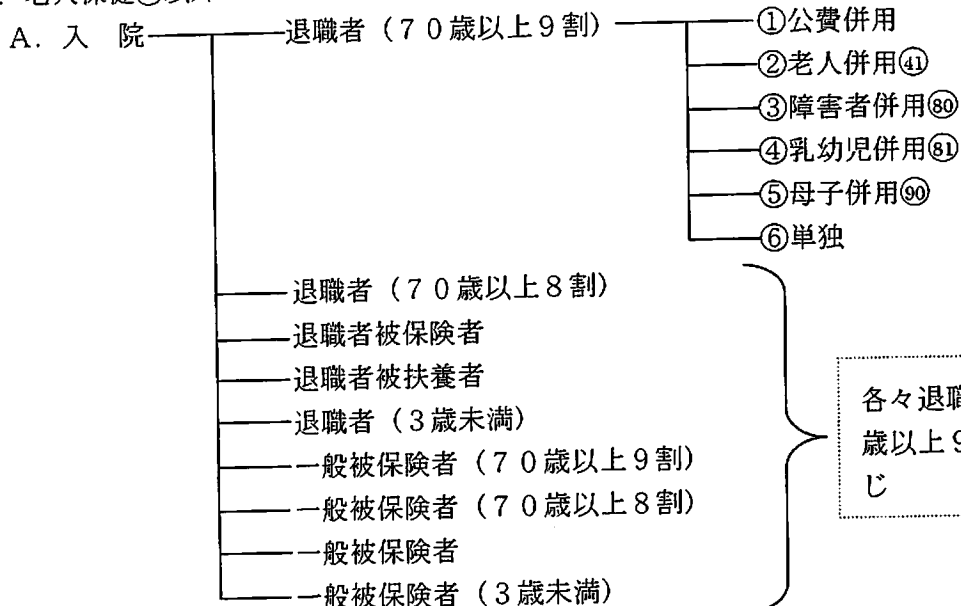
III. 診療報酬明細書

1. 老人保健^{②⑦}



B. 入院外 ——— 入院に同じ

2. 老人保健^{②⑦}以外



各々退職者(70歳以上9割)に同じ

B. 入院外 ——— 入院に同じ

【各国保組合単位】

IV. 請求書

- ①乳・障・母医療費請求書
- ②診療報酬請求書

V. 診療報酬明細書

III. 診療報酬明細書に同じ(退職医療を除く)

〔参考〕

○県内国保組合			
403022	歯科医師国保	133033	全国土木
403030	医師国保	133264	中央建設
403048	薬剤師国保	133298	全国建設

〈別綴じ分〉

県外分

VI. 請求書

VII. 診療報酬明細書

県内分の各市町村国保単位及び各国保組合単位に同じ

※41 老人、乳幼児、障害者及び母子併用分は取扱外。ただし、県外保険者・県内乳障母医療費分については、「医保乳障母医療費明細書（複写分）」で請求して下さい（従来どおり）。

台

紙

その他

【医療保険に係る障害者・乳幼児・母子家庭等医療請求関係】

各市町村単位——①乳・障・母医療費請求書

②障害者医療費明細書（2部複写のうち障害者分）

③乳幼児医療費明細書（2部複写のうち乳幼児分）

④母子家庭等医療費明細書（2部複写のうち母子家庭等分）

○上記の順に国保関係分とは別綴じにして提出下さい。

【障害者（老人保健該当者）一部負担金及び福岡市の医保老人の④1老人医療費請求関係】

各市町村単位——①障害者（老人保健該当者）一部負担金請求書総括票

②障害者（老人保健該当者）一部負担金請求書「連記式」

③福岡市老人医療費請求書「連記式」

○上記の順に国保関係分とは別綴じにして提出下さい。

【特別療養費関係】

各市町村国保単位——①特別療養費診療明細書（資格証明書用）送付状

②特別療養費明細書（上部に特別療養費と朱書きする。）

○上記の順に国保関係分とは別綴じにして提出下さい。

〈全般的注意事項〉

○県内分については、市町村国保・国保組合の順に綴じて下さい。

○県外分については、県番号順（各々市町村国保・国保組合順）に綴じて下さい。

○一番下に台紙を付けて下さい。（別綴じ分も同様）